改正後	改正前
（報酬等に関する開示事項） **第一条**　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第六号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］	（報酬等に関する開示事項） **第一条**　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十三条第一項第六号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　対象役員（株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、商工組合中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項 二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項 三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
［号を削る。］ ［号を削る。］ 2　前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　対象役員（株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であって、商工組合中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項 二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項 三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項 四　対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項 五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	四　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項 五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項 ［項を加える。］